

取扱注意

知的財産侵害疑義物品発見通報書

令和 年 月 日
発見通報 第 号
(発見通報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長 印

関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている物品については、税関検査の結果、知的財産侵害物品に該当すると思料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常（航空、SAL、船便）、小包（航空、SAL、船便）、 特殊（書留、保険付）、EMS	
3. 名宛人	(住所) (氏名)	
4. 差出人	(住所) (氏名)	
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量